

# 施行後の裁判例にみる 製造物責任法

朝見 行弘 Asami Yukihiro 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している

## 「訴訟社会」は到来したのか

1995(平成7)年7月に施行された製造物責任法は、施行後に製造業者等が引き渡した製造物に適用が限定されており(同法附則1項)、同法の主張された裁判例は、1999(平成11)年のマクドナルド事件判決\*1が最初であるとされています。そして、それ以降、2021年9月までの約20年間に、製造物責任法の主張された裁判例は300件余りみられます\*2。これに対し、製造物責任法が施行される前における製品事故の事例は、その最初の裁判例とみられる密造ウイスキー事件判決\*3からの約45年間に、およそ200件\*4を数えることができます\*5。この2つの件数を単純に比較することはできませんが、前者300件の中に民法など製造物責任法以外の法的根拠のみに基づく事例が含まれていないこと、後者200件の中に製造物責任法の適用外であると考えられる事例が含まれていることを考えるならば、製造物責任法の施行後に製造物責任訴訟が増加したものとよいでしょう\*6。

製造物責任法の立法化に当たっては、産業界から、製品事故について製造業者に無過失責任が認められるならば、<sup>らんそ</sup>濫訴によってアメリカの

ような訴訟社会になるとして強い抵抗が示されていきました。アメリカにおいては、1970年代に「製造物責任危機(Product Liability Crisis)」と呼ばれる状況が生じ、製造物責任のアメリカ経済に対する負の影響が問題となりました。

アメリカ商務省に設けられた特別委員会の報告書\*7によれば、電話調査の対象となった337社の製造業者について、1社当たりが抱える製造物責任クレームの件数は1971年と比べて1976年には6倍に増加したことが示されています。そして、同じ期間に、製造物責任保険の保険料は2倍となり、製造物責任による平均的な賠償請求額は、1971年に47万6000ドルであったものが1976年には170万ドルとなり、製造物責任をめぐる和解額の平均も、同じ期間に、1万2100ドルから2万8800ドルになっています。

このように、アメリカでは、製造物責任訴訟の増加や高額化によって、高騰した製造物責任保険を購入できず、あるいはリスクが大きすぎることから製造物責任保険を提供できない製品が生じ、製造業者がメキシコなどアメリカ国外へ流出するという産業のドーナツ化現象が社会問題となりました。そして、このような状況は、

\*1 名古屋地裁平成11年6月30日判決「判例時報」1682号106ページ

\*2 消費者庁は、2021(令和3)年3月15日時点で、製造物責任をめぐる裁判例として453件を公表しているが([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/product\\_liability\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act/))、これらの裁判例には製造物責任法が施行される前の事例が一部含まれている

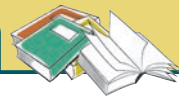
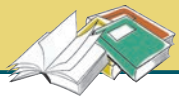
\*3 東京地裁昭和24年4月6日判決「法曹新聞」44号3ページ、本稿第1回38ページ参照  
[http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202109\\_15.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202109_15.pdf)

\*4 なお、この中には、仮に製造物責任法が施行されていたならば、その適用対象となるものと考えられる事例のほか、明らかに同法の適用外であると思われる事例も含まれていることに注意する必要がある

\*5 これらの裁判例については、「製品事故」能見善久・加藤新太郎編「論点体系 判例民法9 不法行為法Ⅱ〔第3版〕」(第一法規、2019年)1ページ以下(朝見行弘)、「製造物責任法」同116ページ以下(同)において網羅的に引用されている

\*6 ただし、製造物責任法の制定による社会的な関心の高まりによって、製造物責任をめぐる裁判例が判例集やデータベースに登載されることが多くなった可能性については、これを割り引いて考える必要があるであろう

\*7 INTERAGENCY TASKFORCE UNDER THE DIRECTION OF THE U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE, INTERAGENCY TASK FORCE ON PRODUCT LIABILITY — FINAL REPORT OF THE INDUSTRY STUDY(1977)



その後、医療過誤などへと拡大し、1980年代に入ると「保険危機(Insurance Crisis)」\*8 となったのです。

産業界は、このようなアメリカにおける危機的な状況を引き合いに出し、1960年代以降に定着した無過失責任としての厳格責任こそがその原因であるとして、わが国における製造物責任の無過失責任化に強く反対したのです。しかし、1980年代の保険危機が医療過誤などに及んでいることから分かるように、製造物責任の厳格責任化がその主要な原因ではありません。アメリカで製造物責任などの訴訟が増加し、賠償額が高額化した理由はいくつか考えられますが、特に、①訴訟を提起するときに裁判所に支払う費用が低額であること\*9 ②弁護士報酬が完全成功報酬制であり、手元資金が無くても訴訟の提起ができること\*10 ③懲罰賠償が認められていること\*11 ④労災補償制度があるため雇用者に対する賠償請求ができないこと\*12 が大きいものと思われます。

製造物責任法は、消費者被害の救済を促進するために制定されたものですから、製造物責任訴訟が一定程度増加することは予期したところであり、ある意味で好ましいことです。そして、アメリカのような訴訟社会が到来し、保険の危機的な状況が生じていないことも明らかです。立法化に当たった産業界の主張は、空騒ぎであり、杞憂であったといわざるを得ません。

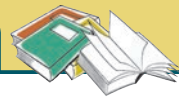
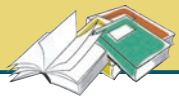
## 裁判例にみる事業損害

これまでに製造物責任法が主張された裁判例をみると約3分の1の100件余りにおいて事業損害が問題となっており、そのうち30件余りで同法に基づく賠償が認められています。

①ボツリヌス菌の混入した輸入瓶詰オリーブによってレストランが被った休業損害および信用損害につき輸入業者の賠償責任が認められた事例(東京地裁平成13年2月28日判決『判例タイムズ』1068号181ページ) ②食肉解凍装置に組み込まれたポンプバルブの欠陥によってバリ(部品の縁などの金属片)が解凍された食肉に混入したことによる同装置の売上減少による損害につきポンプとバルブ製造業者の賠償責任が認められた事例(東京高裁平成16年10月12日判決『判例時報』1912号20ページ)などでは、いずれも事業上の営業損害について製造物責任法に基づく賠償責任が認められています。しかし、①において問題とされているのは休業損害および信用損害であって、ボツリヌス菌の混入による安全上の危険は現実化しておらず、品質上の欠陥の問題にとどまるように思われます。また、②についても、混入したバリによる安全上の欠陥ではなく、バリの混入可能性という食肉解凍装置の品質上の欠陥が問題とされているのであって、そもそも製造物責任法の適用領域にはないものというべきでしょう。

さらに、③工業用熱風乾燥装置の欠陥によっ

- \*8 この時代のアメリカの社会状況を示すものとして、『TIME』誌1986年3月24日号の“Sorry, America, Your Insurance Has Been Canceled” 127 Time No.26, 16(1986)が興味深い。この記事の冒頭に、ハワイのモロカイ島では、医療過誤保険が高騰したため、産婦人科医がいなくなったという有名な話が書かれている
- \*9 裁判費用については、連邦あるいは各州によって違いがあるが、現在、連邦裁判所で402ドル、カリフォルニア州で435ドル、ニューヨーク州で210ドルというように、おおよそ100～500ドル程度であり、請求額によって著しく多額になることはない。これに対し、日本での裁判費用(印紙代)は、請求額(訴額)によって変わり、例えば100万円の請求であれば1万円、1億円の請求であれば32万円となる
- \*10 完全成功報酬制であるから、勝訴したときにその賠償額の通常30%前後を支払うが、敗訴したときには弁護士報酬を支払う必要はないことになる。これに対し、日本では、勝訴か敗訴にかかわらず受任したときに着手金として一定額を支払い、さらに勝訴したときには成功報酬として賠償額の一定割合を支払うという方法が一般的である
- \*11 本稿末尾のコラム参照。なお、懲罰賠償を含む損害賠償を命じるカリフォルニア州裁判所の判決について、懲罰賠償にかかる部分について執行判決を認めなかったものとして、最高裁令和3年5月25日判決 裁判所ウェブサイト([https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/323/090323\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/323/090323_hanrei.pdf))がある。また、製造物責任事例ではないが、「懲罰的ないし制裁的な慰謝料」を肯定したものとして、京都地裁平成元年2月27日判決『判例時報』1322号125ページがある
- \*12 アメリカの労災補償制度では、雇用者が無過失責任を負う代わりに、賠償額が低く抑えられ、雇用者に対する賠償請求ができないものとされていることから、労災事故の原因となった産業機械の製造物責任を追及する傾向がみられる



て小型トランスの製造販売業者が被った工場全焼による損害につき同装置製造業者の賠償責任が認められた事例(東京地裁平成21年8月7日判決『判例タイムズ』1346号225ページ) ④磁気活水器の欠陥によってヒラメ養殖業者が被った養殖魚の全滅という損害につき磁気活水器製造業者の賠償責任が認められた事例(徳島地裁平成14年10月29日判決 裁判所ウェブサイト ([https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail4?id=8744](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=8744))) ⑤病院新築工事における空調設備等の配管に使用したフレキシブルメタルホースの欠陥による灯油流出事故にかかる復旧対策費用および病院に対する補償等についてフレキシブルメタルホース製造業者の賠償責任が認められた事例(東京地裁平成25年9月26日判決『判例タイムズ』1418号290ページ) ⑥欠陥のあるFTスイッチ<sup>\*13</sup>を組み込んだカーオーディオ製品の製造業者につき、FTスイッチの交換費用としてFTスイッチ製造業者の賠償責任が認められた事例(東京地裁平成15年7月31日判決『判例時報』1842号84ページ)などにおいても、製造物の欠陥による物的な拡大損害や復旧対策費用などについて製造物責任法に基づく賠償責任が認められています。有形あるいは無形の拡大損害が問題となっている③～⑤の事例において、それらの損害は、事業損害であることを別にすれば、安全上の欠陥によって生じた損害にほかならず、製造物責任法の適用領域にある事例ということが出来ます。しかし、⑥について、FTスイッチの交換費用は、安全上の危険が現実化したものではなく、安全上の潜在的な危険という品質上の欠陥の問題としてとらえるべきでしょう。

## 製造物責任法と「消費者」

消費者契約法は、「消費者」および「事業者」を定義したうえ<sup>\*14</sup>、「消費者と事業者との間で締

結される契約」である「消費者契約」(同条3項)に同法を適用しています。しかし、製造物責任法においては、問題となっている製造物とのかかり方によっては、事業者も消費者としてとらえるべき場合が生じます。例えば、個人事業主が業務上の工作機械の欠陥によって負傷した場合、これを事業者の事故であるからといって製造物責任法の適用外に置くことは妥当とは思われません。この点において、製造物責任法が、不法行為責任の特別規定として同法の適用を消費者に限定しなかったことはやむを得なかったものといわなければなりません。

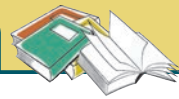
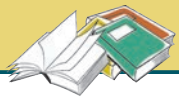
事業者に製造物責任法を適用することの問題は、損害が巨額なものとなる可能性のある事業損害を製品価格に転嫁することによって消費者に負担させることの妥当性にあります。品質上の欠陥による営業損失などの事業損害は、事業リスクとして、債務不履行責任などに基づいて処理すべきものであり、製品に対する知識や情報あるいは交渉力などにおいて事業者と格差があり、製造業者と直接の契約関係の無い消費者の救済を源流とする製造物責任法を適用することに合理性はありません。そして、この問題は、事業者への製造物責任法の適用という視点ではなく、安全上の欠陥と品質上の欠陥による損害の峻別<sup>しゅんべつ</sup>および事業損害における賠償範囲の限定という視点から考える必要がありそうです。

## 製造物責任法に基づく裁判例

製造物責任法に基づく主張がなされた裁判例においては、不法行為責任や債務不履行責任と同時に、主位的あるいは予備的に製造物責任法の主張がなされているものが少なくありません。そして、これらの裁判例において、製造物責任法に基づく事業損害の賠償を認められた事例は少なく、同法に基づく賠償責任が否定された事

\*13 FT (fault tolerant) とは「障害耐性」といい、機器やシステムの一部が故障や停止しても予備の系統に切り替えるなどして正常な稼働を続けることを意味し、「FTスイッチ」とは、そのような機能を備えた切替装置をいう

\*14 消費者契約法において「消費者」とは「個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く)」(消費者契約法2条1項)を、「事業者」とは「法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」(同条2項)をいうものと定義される



例では、不法行為責任や債務不履行責任も否定される傾向にあります。

さらに、事業損害について製造物責任法に基づく賠償責任を認めた裁判例を読み込んでみると、前述の裁判例①②⑥について述べたように、その問題となっている損害が安全上の欠陥ではなく品質上の欠陥によるものなど、同法の適用に疑問のある事例が少なくありません。また、これまでの裁判例をみる限り、極端に巨額な事業損害の賠償が製造物責任法によって認められた

事例は見当たりません<sup>\*15</sup>。しかし、本人訴訟においてしばしばみられるように、明確な根拠なくして安易に製造物責任法に基づく訴えが提起されること<sup>\*16</sup>は好ましいことではありません。

事業損害に対する製造物責任法に基づく賠償責任については、かつて産業界が主張した「濫訴」が事業者によって引き起こされることのないよう、立法上、その賠償範囲について一定の歯止めを設けることを検討する余地がありそうです。

### コラム① ピント事件

懲罰賠償をめぐるアメリカの製造物責任訴訟における最も有名な事例として、1978年2月にカリフォルニア州オレンジ郡地方裁判所の陪審が下したグリムショウ事件(Grimshaw v. Ford Motor Co.)の評決がある。フォード社の製造した小型車であるピント(Pinto)の燃料タンクに関する設計上の欠陥が争われた事例で、事故によって漏れ出したガソリンに火が付き運転していた母親が焼死し、同乗していた13歳の少年が重度のやけどを負ったというものであった。

フォード社は欠陥を知りながら、改修するのに1台当たり11ドルで合計1億3700万ドルかかるころ、事故の発生確率を計算したうえでの必要となる賠償額が合計4950万ドルであったことから、改修措置を講じなかったため火災が生じたとして、陪審は1億2500万ドルの懲罰賠償を課したのである。なお、懲罰賠償に加えて、合計約300万ドルの填補賠償が認められている。その後、この陪審の示した懲罰賠償額は、判事の職権によって350万ドルに減額(remit)されて判決となり、控訴裁判所によって確認された(119 Cal.App.3d 757,174 Cal.Rptr.348[1981])。

このピント事件をモデルに、自動車の方向指示器に関する設計上の欠陥に置き換えたのが映画作品「訴訟(Class Action)」(1991年)であり、アメリカの訴訟制度を知るうえで興味深い映画の1つである。

### コラム② マクドナルド事件

1994年8月、ニューメキシコ州ベルナリオ郡地方裁判所の陪審は、リーベック事件(Liebeck v. McDonald's Restaurants)において、20%の過失相殺をしたうえ、マクドナルド社に医療費を含む16万ドルの填補賠償と270万ドルの懲罰賠償を課す評決を下したが、判事の職権によって懲罰賠償は48万ドルに減額され、判決に至った。

被害者である79歳の女性は、駐車中の車の助手席に乗っていたが、マクドナルドのドライブスルーで買ったコーヒーをひざの間に挟んでクリームと砂糖を入れようとしてカップの蓋を手前に引いたところ、コーヒーを全部ひざの上にこぼして3度の熱傷を負ったもので、セ氏82～88度のコーヒーは欠陥であると主張していた。

この事件以来、マクドナルドでは、コーヒーカップに「HOT! HOT! HOT! (熱い! 熱い! 熱い!)」といった警告表示が、またドライブスルーには「コーヒー、紅茶、ホットチョコレートは**とても熱い!** (Coffee, tea, and hot chocolate are VERY HOT!)」という注意書きが掲示されるようになったが、コーヒーの温度はセ氏80～90度で販売が続けられていた。

\*15 これまでの裁判例で、1億円を超える事業損害の賠償が認められたものとしては、本文中で引用した裁判例③の約1億5800万円、欠陥による熱交換器の破断による損害について約1億1800万円の賠償が認められた事例(東京地裁令和2年2月28日判決 ウエストロー・ジャパン 2020\_WLJPCA02288025)がある

\*16 アメリカでは、このような根拠薄弱な訴訟を「根拠のない訴訟」(frivolous lawsuit)と呼び、多くの州において、裁判所は、勝訴した当事者の弁護士費用など合理的な費用をそのような訴訟を提起した敗訴当事者に負担させることができるものとされている